

1. 第2回委員会の議論のまとめ と 庁内外での意見聴取を踏まえた今後の論点

■ 目的への意見

(未検討)

- ➔ 現在の素案および骨子では、4つの社会的障壁をとりのぞくことで、共生社会を実現していくものになっている。
- ➔ 社会的障壁を感じていない市民や、障壁に気づいていない市民にとっては、自分のものと感じにくい内容である。
- ➔ 社会的障壁さえとりのぞけば、共生社会は実現するのか。障壁をとりのぞいたあとの社会がどのようなべきかも、障壁の解消と並べて定義する必要があるのではないか。
- ➔ たとえば、「すべての人が社会参画のできる社会」、「お互いに支えあえる社会」「多様性が尊重された自分らしく生きられる社会」といった社会であることも、共生社会を推進する要素となるのではないか。

■ 定義への意見

① 「共生」の定義が鎌倉市の様々な担当課の出す資料ごとに違っており、調整が必要

- ➔ 現在の素案および骨子では、総合計画での共生社会の定義と一致させている。
- ➔ 次の事務局案を検討いただき、次回の委員会までに、その結果をもとに庁内で調整していきたい。

【事務局案】

共生とは、全ての市民が互いの個性を尊重し合い、社会に参画しながら、ともに支え合い、生涯安心して自分らしく暮らすことのできる社会

■ 基本理念への意見

- ① 一般的には、市民を主語にせず、市を主語にしたものが多い。市民の権利を書く
と抽象的になるのでは。
- ② 4つの障壁をなくすのは手法であり、その手法を使って基本理念の条文案で掲げ
たような権利が実現される。権利を書いた条文案を残していきたい。
- ③ 4つの障壁を分野と捉え、それらをなくすために条例を組み立てていく。いわゆる

理念的なものは前文や目的などにし、条文としての基本理念や、それに基づく基本的施策をもう少し具体的なものにできたらいい。基本理念が抽象的だと、それに基づく施策も抽象的になってしまいかねない。4つの障壁をなくすという観点で基本理念を定めたら、施策と連動してより具体になるのではない。

- ④ 具体的に障壁を除くこと自体を目的とすると、障壁を除けばそれでいいということになってしまう。なぜ障壁をなくすのかという視点がないと別の障壁が生まれてしまい、条例が生きてこない。
- ⑤ 条例で憲法に謳われている以上の権利は定めることはできない。権利を記載した場合、憲法をなぞっているだけという見方から、憲章になるのではないか。
- ⑥ 鎌倉市としては憲法の基本的人権をこう考え、それに対して、実際生き辛さを抱えている人がいて、人権を本当に享受できているのかという問題意識があり、具体的な解決すべき課題が市民の中にあり、そういった人に対しても基本的権利を享受できることを目的として条例を制定するという呼びかけを前文などに書いたら、おさまりがいいと思う。4つの社会的障壁を解決することにより、前文か目的か理念で触れた市民の権利を達成したいと書くのがいいだろう。4つの社会的障壁を解決するために基本的施策をやっていくので、障壁の存在と、4つの障壁があるから4つの障壁の解決策にそれぞれ取り組んでいくことについては、条文に必ず書き、かつ理念と基本的施策の中身の整合性をとらなければならない。
- ⑦ 市民の権利宣言みたいなものは、理念的には必要だし内容的もいいものだが、共生社会をどうやってつくっていくのかということと外れてしまう。主語は「市」とした方がいいと思う。
- ⑧ 「市は〇〇を実施し、市民・事業者はそれに協力し、もってみんなで〇〇な共生社会を実現したい」という、すべての主体を主語とするのはどうか。
- ⑨ 第1号から第4号までの権利を達成するために、市・市民・事業者などが取組を進めていくと理解した。「権利」でなく、「こういう生活を送れるようにする」とか「こういう環境にする」というような表記の方がしっくりくるのではないか。
- ⑩ なぜこの条例を作るかという共有は必要だ。生きづらさを抱えている人がいて、行政や市民団体などが対応した中でもまだ取りこぼしはある。その人たちの道を照らすような条例にするには、理念をより具体的なかたちで盛り込みたい。
- ⑪ 条例を見てほしい人は市民だと思う。市民が主語でないと、自分には関係ないという印象を受けるのではないか。
- ⑫ マイノリティの人たちが、自分が主語になっていて、権利を持っていて、実際の施策につながる事が分かる。
- ⑬ 権利を有するのは市民であるが、「私たちは」というと憲章になる。通常は、「市が〇〇な基本理念をもってやっていく」という記載になる。前提として条例で権利を付与することはできないので、権利の部分は確認するだけになる。

⑭ 市が目指す共生社会はこういう社会であるということを、理念で示していく。

- ➔ 現在の素案および骨子では、前回までの意見を受け、「社会的障壁の存在を確認し、市民の有する権利を認識したうえで、共生社会の実現に向けた取り組みの推進を行うもの」としている。
- ➔ 目的を変更し、障壁の解消とともに市がめざす共生社会についても盛り込むのであれば、現在の理念にさらに追加した記載が必要になる。

■ 市民の責務や役割への意見

- ① 市民が「社会的障壁」をなくしていきたいということは言っている。行政や事業者が温情で「なくしてあげる」ものではない。
- ② SDG's の考え方では、共生は一方的に押し付けるものではなく、win-win の関係で成立させるものとなっている。
- ③ 市民も含め、入れられるものは入りたい。「市の責務」だけが示されるのは違和感がある。それぞれが役割を持って取り組むべきことであり、役割がないと単なる権利だけ要求されるものになってしまう。努力目標や参加へのよびかけなどの表現でいかがか。事業者の役割が入ってこないのはおかしい。
- ④ 「共生社会」の主体は市民だと思うので、参加する必要はある。しかし、市のやることを市民に協力しろよと言うのは違和感がある。
- ⑤ 市民に対して向けられていることが分かったほうがよいので、市民も入りたい。
- ⑥ 共生社会をつくる上で、市外から来訪した障害者が自由にふるまうのも違う。ルールを守った上で、お互いの妥協点を見つけられ、お互いのいい状態となることを共生というならば、市民だけでなく、障害者や弱い立場にある人だけでなく、来訪者らもなにがしかの役割を負った上で、一般の人も幸せでいられると思う。
- ⑦ 弱い立場にいる人も含めて、何らかの義務を負うことは議論になる部分だと思う。LGBT、障害者、DVを受けている人などの声を上げづらい人にそういった義務を負わせるという考えには疑問がある。
- ⑧ 「共生社会の形成に努める」の文言であれば、受け入れやすい。
- ⑨ 市民は自由にやっつけていい。必要なことがあれば、市が支援するということになる。市が市民にこうしろというものではない。
- ⑩ 共生社会は市民が作りあげていくものなので、市民の役割も入れた方がいい。共生社会の形成に努めるとか参画するとか、別の表現を考えたい。
- ⑪ すべての人を対象にした方がいい。心の醸成の部分での市民への意識付けという点でも必要と考える。

- ⑫ 市民の義務ではなく役割として盛り込みたい。共生社会をつくっていくのは一人ひとりの市民であることは間違いないと思う。市民が除かれているか含まれているかで大きな違いがある。
- ⑬ 「共生社会の実現に向けた取組の推進」は、市・市民・事業者がやっていくもの。役割の部分で権利の保護という観点も必要なので、この条例は市民の何かを保護しているという面もあることを示すべき。共生の対象者だけでなく、その人たちを守ろうとしたときに一般の人たちが不利益を被るものではないということを表現してよいと思う。役割というかたちで表現されるのか、基本理念などになるかは分からないが。

- ➔ 現在の素案および骨子では、市、市民・事業者について、共生社会への理解を深めることとそのための役割を果たしていくことを中心に、それぞれ責務と役割を記載している。
- ➔ 全ての市民が共生社会の実現に参加するのであれば、市民の役割はもっと大きいほうが良い。
- ➔ 共生社会実現にあたり、困難に直面している人の社会的障壁をなくしていく責務は、市が中心となって担うことになると考えている。市民にも一緒に担っていただきたいが、そのための働きかけをし、仕組みをつくっていくのは、市になる。

■ 基本的施策(災害時)への意見

- ① 防災は、4つの施策のすべてにかかるものである。
- ② 個別に条立てする方法もある。
- ③ 東日本大震災を経験して、配慮という条文では足りないと思う。災害時の環境づくりも情報提供も言葉として入れなければいけないと思う。実際にやっていて、配慮の必要な人は避難訓練から一緒にやらないといけなかった。
- ④ なぜ防災だけなのか、他にも個別にあげたほうがよいものもあるかもしれない。
- ⑤ 施策の運用として、各計画にどう反映させるかというところで強制力があるなら、個別に条立てしなくてもいいと思う。生活環境の整備に位置づいているのは、基本理念との整合性をとりやすい。
- ⑥ 災害時には4つの障壁すべてが懸念材料なので、個別に条立てしたい。
- ⑦ 災害時のみならず準備段階においてもどうするか規定したい。

- ➔ 災害の準備段階から住民との協働は欠かせないため、市が一方的に行う内容では現実的ではない。自助・互助・共助の考え方も入れた内容にしたい。
- ➔ 自助・互助・共助の整理や調整を必要とするという意味では合理的配慮の対象で

あるため、市の責務で合理的配慮に触れるか。

2. 第3回委員会でご議論いただきたいこと

■ 基本的施策について

- ① 第4号の「また、その困難が、他者が認識し得るものであるかどうかに関わらず、」は不要ではないか。あえて書かなくても十分かと思う。
- ② 生活環境の整備の第3号について、災害時の多様性に配慮することが施策となっているが、文章を逆にして、「多様性に配慮した体制づくり」とした方がよい。
- ③ 生活環境の整備の第1号の部分は、テクノロジーの進化によって大きく変わる要素があり、交通弱者に対するテクノロジーの導入など日本では遅れている。鎌倉市らしい部分として、積極的に先進的なものを取り入れて共生社会に役立てるといふ文言を入れたい。取組を後押しすることにもなる。
- ④ 時代の変化にどこまで対応させるか。そうなると Society5.0 の視点も必要になる。
- ⑤ 情報提供のところに、自己決定・自己選択のためのものということ盛り込みたい。

- ➔ 抽象的で漠然としているため、条文だけではわかりにくい。誤解のないようなものにするとともに、困っている市民や、困っている市民を助きたい人や事業者を、後押しできる内容にしたい。
- ➔ この条例は射程範囲を非常に広く取り、「対象を限定せずあらゆる人を対象にしている」ことから、基本的施策が抽象的もしくは具体的になってしまうところがある。
- ➔ 今回、具体的施策に他地域の事例や鎌倉での実績、事業として今後必要なものを当てはめてみることで、委員からの（上記）、第4号の「また、その困難が、他者が認識し得るものであるかどうかに関わらず、」は不要ではないか、といったご意見をもっといただき、項目の整理などを進め、基本的施策をもう一度整理して基本的施策の過不足を確認したい。（別紙、資料4参照）

■ 合理的配慮について

合理的配慮とは：

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている意思を伝えられた時、負担が重すぎない範囲で対応に努めることが求められるものである。重すぎる負担があるときは、障害のある人に、なぜ負担が

重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るように努めることが大切である(内閣府パンフレットより)。

- ➔ 市民にとっては、権利擁護の根拠となる用語である一方、市や事業者にとっては、支援の妥協点を調整する用語でもある。
- ➔ 合理的配慮はただの配慮とは違い、ルールを守った上で、お互いの妥協点を見つけ、お互いのいい状態をつくろうとするときに用いられる。「合理的」という言葉がないと、事業やサービスの上で合理的な線を引きにくくなる。また、調整を促す取り組みを示す言葉でもあり、共生の考え方に合致すると考えられる。
- ➔ 市にとっての合理的配慮をどう書き込むか。市の責務に書くこともできる。

■ ヘイトスピーチについて

《委員からの提案》

川崎でのヘイトスピーチに対する報道をみて、これらの活動はある意味で共生社会の構築を妨げるものになると感じました。各人の主張の自由という呼び方もあるかもしれませんが、市民力が高い鎌倉市で川崎と同じような状況がすぐに起こることはないかもしれませんが、何某かの形で条例の中でこれらを抑制する仕組みを加えられないでしょうか。表現の自由の問題もあるため、直接的な抑止・禁止というわけには行かないのですが、鎌倉市の市民力を信じ、ヘイトスピーチの効果・効力が出ない、やっても意味がないと思わせるような地域にできる条例であることが望ましいように思いました。

- ① 委員からの意見:ヘイトスピーチに対する社会的問題は、確かに大きく、不愉快なニュースである。本条例に組み込むというのは方向性として支持できるが、直接的な抑制につながる文言は、寧ろ共生社会の意義を損なう恐れがあると思われる。条文はそのまま、具体的施策例で、対立的な意見を社会で表現、発言してはならないという解釈が伴う書き方にならないよう配慮しながら取り扱う方がベターである。
- ② 委員からの意見:具体的施策で扱ってもよいし、生活環境の整備の中であればご提案の内容でもよい。

- ➔ ヘイトスピーチを定義する際、実際に被害を受けている市内のヘイトスピーチ対象者から話を聞いて、実情に沿ったものにする必要があるのではないか。

3. 今後の予定

委員会

平成 30 年 8 月 2 日（金） 9 時 30 分～12 時 00 分	（済）第 1 回委員会
	【条例のコンセプトづくり】
平成 30 年 8 月 27 日（金） 18 時 15 分～20 時 45 分	（済）第 2 回委員会
	【「立場ごとの役割」「理念」の整理】
平成 30 年 10 月 19 日（金） 18 時 15 分～20 時 45 分	第 3 回委員会
	【庁内外の意向等の途中報告、「基本的施策」の整理】
平成 30 年 11 月 5 日（月） 18 時 15 分～20 時 45 分	第 4 回委員会
	【条例案意見交換】
平成 31 年 1 月上旬	第 5 回委員会（パブコメ後必要時）
	【パブコメ結果報告、条例案意見交換】

その他意見・意向の把握等

平成 30 年 9 月	議会への報告 e-モニター、ふくしまつり等各種アンケートの実施
平成 30 年 10 月～11 月	市民・市内団体等からの意見聴取
平成 30 年 10 月 11 日～	庁内説明会・庁内意見募集・庁内個別調整
平成 30 年 11 月～12 月	パブリックコメント（市民意見公募）の実施
12 月中旬	議会への報告
1 月中旬	例規審査会、政策会議：庁内で条例を最終審査します
平成 31 年 2 月	議会への条例案提案（平成 31 年 4 月条例施行目標）